



学校だより

令和3(2021)年 4月14日
横浜市立六浦中学校
校長 込江 茂久
4月号

「だれもが ^{あんしん}安心して ^{ゆたかに}豊かに」生活できる学校を目指して

1947→2021→2030

^{こうちょう}校長 ^{こみえ}込江 ^{しげひさ}茂久

このたび、私は70年以上の歴史と輝かしい伝統を有する六浦中学校の校長の職を拝命いたしました。着任にあたり創立70周年記念誌を拝読し、「六中」が地域をはじめ多くの方から大切にされ、愛されてきたことを学び知りました。このことを肝に銘じ、自分の職務を全うできるよう、全力をあげて取り組む所存であります。至らない点をご叱正の上、ご協力のほどお願い申し上げます。

さて、感染防止対策に一層気を引き締めて当たる中、4月より新しい学習指導要領が中学校でも全面実施になりました。激動が予想される2030年代を生き抜く力をつけるために、個別最適な学びと他者との協働的な学びを充実させることが理念です。このような変わり目において、六浦中学校はどうあるべきかを考えます。本校では、

六中、六つの「あ」 ～挨拶・当たり前・相手意識・安心・安全・新たな自分～

という標語を大切にしています。これらは時代が変わっても守り続けたい六中における不変の真であると、私は捉えています。純粋でまっすぐな生徒たちと、いつも全力投球の職員一同は、今年度も深く関わり合い、『六中、六つの「あ」』を実現しながら、一緒に新しい時代の学校づくりを進めてまいります。保護者の皆様、地域の皆様には、これまで同様に、熱い、厚い、篤い応援をお願いして着任の挨拶といたします。

部活動

新年度になり、自分達の部活動をつくり上げるために、3年生を中心に毎日の練習を懸命に取り組んでいます。充実した取組で、大きく成長することを願っています。

やきゅう 野球	いらすと イラスト	そふとてにす ソフトテニス	じゅうどう 柔道
りくじょうきょうぎ 陸上競技	すいそうがく 吹奏楽	ぼれーぼーる バレーボール	さっかー サッカー
ばすけっとぼーる バスケットボール	びじゅつ 美術	けんどう 剣道	――
すいえい 水泳	――	しんたいそう 新体操	――

むつうちゅうがっこうないせくはら そうだんまどぐち
六浦中 学校内セクハラ相談窓口

※ せいとそうだんまどぐち ようごきょうゆ せいとしどうせんじん
生徒相談窓口は養護教諭と生徒指導専任

※ きょうしよくいんそうだんまどぐち ようごきょうゆ ふくこうちよう しやうち
教職員相談窓口は、養護教諭と副校長とします。ご承知ください。

でんわ
☎ 045-701-7658

※どんなことでもおきがる そうだん
お気軽にご相談ください。

すくーるかうんせらー
スクールカウンセラー

すいようび 水曜日 9:00～17:00 でんわ ☎ 045-701-7930 (相談室直通)

きょういくそうごうそうだんせんたー
教育総合相談センター でんわ ☎ 045-671-3726

ぼうりよくこういとう しどう
「暴力行為等による指導」および

きぶつそんかい ひようべんさいかいけいしよりしすてむ りかい きょうりよく ねが
「器物損壊にかかる費用弁済会計処理システム」へのご理解とご協力をお願い

ほんこう だれ あんしん ゆた せいかつ がっこう めざ ちつじよ きょういくかんきょうづく
本校では、「誰もが安心して豊かに」生活できる学校を目指して、秩序ある教育環境作りを
なおいっそうこころがけて参ります。子どもたちの健全な社会性を育てるためには、「社会で許されないこ
とは、学校でも許されない」という姿勢で、子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識
を育成することが大切であると考えています。ぼうりよくこうい (いじめや言葉の暴力を含む) や故意に
こうきょうぶつ ほうかい こうい あんてい がっこうちつじよ くず こうい おこな
公共物を破壊するような行為は、安定した学校秩序を崩すばかりではなく、行為を行っている
ほんにん せいちよう たいへんおお まい なす かんが
本人の成長にとっても大変大きなマイナスであると考えます。
ごかてい りかい きょうりよく ねが
ご家庭のご理解・ご協力をお願いします。

しどうおよび ひようべんさい けつてい
指導及び費用弁済の決定

- こうせい こうないてつづ じあん おう こうないいいんかい かいさい
(1) 公正な校内手続きを踏まえて執行できるよう、事案に応じて校内委員会を開催する。
- こうないいいんかい こうせい こうちよう ふくこうちよう せいとしどうせんじん がくねんしゆにん がつきゆうたんにん たこうちよう
(2) 校内委員会の構成は、校長、副校長、生徒指導専任、学年主任、学級担任、その他校長が
ひつよう ひともの
必要と認めた者とする。

1 ぼうりよくこうい (いじめや言葉の暴力を含む) について

ぼうりよくこうい おこな
暴力行為が行われた場合、外部機関と連携を取りつつ、次のような観点から一定期間の別室
しどう おこな
指導を行うこともあります。

- ぼうりよくこういとう う せいと しよくいん あんしん あんぜん まも
(1) 暴力行為等を受けた生徒、または、職員の安心・安全を守るため。
- ぼうりよくこうい おこな せいと じこ ふか かせ ほんせい うなが
(2) 暴力行為を行った生徒に自己を振り返らせて、反省を促すため。
- ぼうりよくこうい おこな せいと がつきゆう がくねん すむーず もど かんけいちようせい
(3) 暴力行為を行った生徒が、学級、学年にスムーズに戻るための関係調整のため。

(暴力行為等を受けた生徒、または、職員への謝罪や暴力のある環境に不安を感じる周囲の生徒への説明)

2 「器物損壊にかかる費用弁済会計処理システム」について

器物損壊（ガラスの破損や公共物の破損＜悪質な落書き等も含む＞）について、次に示す費用弁済システムを適用しています。

弁済額の決定に当たっては、校内委員会で行為の背景などを踏まえ慎重に検討します。

区分	行為の態様	弁済請求率
1	「故意」によるもの	100%
2	「重大な過失（故意に近いもの）」	80%
3	「過失（不注意）」	50%
4	「不可抗力に近いもの」	0%

この文章は、新入生保護者説明会でもお話ししました。

児童虐待防止法等に関する法律により、学校は、児童虐待の早期発見につとめ

なければならないこと、そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。また、横浜市の条例では、市、市民、保護者及び関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう定めています。学校の児童虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いします。

子供同士による金銭の授受をしないために 最近、地域や商業施設等で遊ぶ中

で、お金の貸す・借りる・あげる・もらうなどのやり取りからトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりしていくという事が起こっています。たとえ仲の良い関係であっても行わない方がよい行為です。そこで、学校は子どもたちのお金のやり取りについては、「行ってはいけない行為」として指導しますので、ご家庭でもご協力をお願いします。

食物アレルギーの確認をお願いします

給食が始まりました。給食（デリバリー型）を注文する際は、

必ず献立表でお子さんの食物アレルギーの有無を十分確認して

からご注文ください。

